

4

すべての企業は →→→

「私たちの目から見ると、ほとりの子どもへの暴力はあまりに多くの暴力の中の一局面に過ぎないのです」

中部・西部アフリカの子どもたち
「国連子どもに対する暴力調査」
(2005)

子どもの権利を尊重する企業の責任には以下のものが含まれる。

- a. 企業活動の中でその施設や従業員がもたらす、子どもの安全と子どもの権利の保護に関するリスクに対処する。
 - i. 企業の施設が、子どもの虐待、搾取、また彼らに危害を加えることに利用されないことを確保する。
 - ii. 企業の設備のうち潜在的に危険な場所が、操業時間内または時間外に子どもの安全を脅かすことがないよう確保する。
 - iii. 従業員に対し、暴力・搾取・虐待についての企業としての不寛容（ゼロ・トレランス）方針は、すべての企業活動に適用され、企業自身の施設から離れたところにおいても適用されるということを明確に示す。
 - iv. 暴力や搾取あるいは虐待が疑われる懸念が生じた際には適切な行動をとる。
 - v. 就業が認められる最低年齢以上の若年労働者が危険な労働から保護されることを確保する。

子どもの権利を推進する企業のコミットメントには以下のものが含まれる。

- b. 子どもの保護に関する行動規範を作成し、実施する。

事業における、子どもの保護に関する行動規範を作成する。その行動規範が確実に認識され、それについての研修が継続して実施されるようにする。取引関係を通じてその企業の事業、製品またはサービスに関連する他の業者等に対し、子どもの保護に関する行動規範の作成を推奨する。



すべての企業活動および施設等において、 子どもの保護と安全を確保する



© UNICEF/NYHQ2007-2695/PIROZZI

ホスピタリティ・旅行業に従事するあるグローバル企業は、性的搾取および子どもの人身売買の撲滅とそのための意識向上に向けた包括的戦略を実行した。同企業はコードプロジェクト（「子ども買春防止のための旅行・観光業界行動倫理規範」）に参加している。同企業はその規範に則り、供給業者と結ぶ契約の中に、子どもの性的搾取を拒否することを記した法的拘束力のある条項を導入することに同意することを求めている。従業員研修プログラムには子どもの保護に特化した研修も組み込まれた。2011年末からは子どもの人身売買や性的搾取が多く発生している特定の地域を訪問先とした場合、米国で発行される電子旅程表に特別な注意書を加えて発行し始めた。加えて、旅行客には性的搾取やそれが疑われる事例を報告するための専用ホットラインの電話番号を知らせている。同企業は子どもの人身売買の廃止に向けて活動する地域社会組織との連携を通じて、人身売買の根本的原因となる問題にも取り組んでいる。

よい実践例：

子どもを性的搾取から
保護する

5

すべての企業は →→→

「誰が売っているかだけではなく、誰がその製品を消費しているのかを監視して、子どもに有害な製品を店が売のをやめさせてほしい」

フィリピンの若者

「子どもの権利とビジネス原則イニシアチブのための子どもとの協議」

子どもの権利を尊重する企業の責任には以下のものが含まれる。

- a. 子どもが使用あるいは消費すると思われる製品やサービスについての検査や研究が、国や国際的規準に沿って実施されることを確保する。
- b. 子ども向けあるいは子どもが接触する可能性のある製品およびサービスが安全であり、子どもに精神的、道徳的、身体的な害をもたらすことのないことを確保する。
- c. 子どもにふさわしくない、あるいは彼らに害をもたらすおそれのある製品やサービスへのアクセスを制限し、一方でそのような措置が差別の禁止、表現の自由や情報へのアクセスを含む国際的規準に沿ったものであることを確保する。
- d. 製品やサービスの提供にあたり、いかなる子どもに対しても、あるいは子どもの集団に対しても差別が存在しないよう、あらゆる合理的手段を取る。
- e. 製品やサービスが、子どもの虐待や搾取、あるいは何らかの形で子どもに害をもたらすために使用されるリスクを防止し排除するよう努める。

子どもの権利を推進する企業のコミットメントには以下のものが含まれる。

- f. 子どもの生存と発達に不可欠な製品及びサービスの利用しやすさや入手可能性を最大限に高める手段を講じる。
- g. 製品やサービス、またその流通を通じて子どもの権利を推進する機会を追求する。



製品とサービスの安全性を確保し、それらを通じて 子どもの権利を推進するよう努める



© UNICEF/NYHQ2009-0576/RAMONEDA

米国のある自動車製造業者は、子どもに焦点を当てた研究を行っており、子どもと若者、若年層の安全向上に特に重点を置いている。小児科医、心理学者、統計学者、疫学者やエンジニアの異なる分野の専門家で形成されたチームが、傷害を予防することの複雑さについて理解を深め、科学的な知見を、子どもの命を守る包括的かつ効果的な介入に結びつけることに取り組んでいる。その中で、同社は子どもが単に「小さな成人」ではないこと、おとなの傷害予防の研究成果は子どもには適用できないことを認識し、子どもと十代の若者に特有なニーズに焦点を当てた。例えば、車中で2列目か3列目の座席に座るのは主に子どもなので、自動車製造会社はこのことをふまえた安全規制の最適化を図る必要がある。

よい実践例：
自動車の安全対策において
子どもに着目する

6

すべての企業は →→→

「私たちには健全で現実的な自己イメージを抱くことが必要です。おとなと青年は、少女に実在する美しさを強調するとともに、身体イメージを超えた、正直さ、知性、誠実さ、寛容さといった美点が称えられるよう共に努力せねばなりません」

ヨルダン出身で米国在住の16歳の少女
「世界子供白書2011」

子どもの権利を尊重する企業の責任には以下のものが含まれる。

a. 企業のコミュニケーションやマーケティングが子どもの権利に負の影響をもたらさないことを確保する。

これはすべてのメディア表現やコミュニケーション・ツールに適用されるものである。マーケティングが差別を助長すべきではない。製品のラベルや情報は明確、正確、完全で、親や子どもが情報に基づいた決定を行うことができるようなものであるべきである。子どもの権利に負の影響が生じているか、またその可能性がないかを評価し、それに基づいた措置を取るよう行動を起こす際には、子どもがよりコントロールされやすいこと、非現実的な、あるいは性的特徴を際立たせた体の画像および固定観念（ステレオタイプ）を用いることによる影響があるという点を考慮する。

b. 世界保健総会の健康とマーケティングに関連する文書¹⁰に示された企業行動基準を遵守する。

すべての国において、世界保健総会で採択された健康とマーケティングに関連する文書の企業行動基準を遵守する。国の法規がより高度な規準を定めている場合には企業はそれに従わなければならない。

子どもの権利を推進する企業のコミットメントには以下のものが含まれる。

c. 子どもの権利や肯定的な自尊心、健全な生活スタイル、非暴力の価値についての意識を向上させ、またそれらを促進するようなマーケティングを行う。



¹⁰ マーケティングと健康に関する世界保健総会で採択された文書としては「母乳代用品のマーケティングに関する国際規準」（1981）ならびにそれに続く世界保健総会の関連決議（両者を実施するため、多くの国において国内措置がとられた）、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」（2003）、「子どもを対象とした食品やノンアルコール飲料のマーケティングに関する提言」、「アルコールの有害使用の低減戦略」（2010）等が挙げられる。

子どもの権利を尊重し、推進するようなマーケティングや広告活動を行う



© UNICEF/NYHQ2010-2453/DORMINO

ヨーロッパのある洗濯用洗剤企業はマーケティング・キャンペーンを、子どもの遊ぶ権利および自己表現の権利（つまり、子どもらしくあるという権利）に関する意識向上にも活用した。たとえ子どもが泥だらけになろうと、探究や遊び、活動・運動が彼らの発達にとって極めて重要であり、充実して健康な生活のために大切であることへの理解を促している。遊びと活動的な生活の重要性をうたうそのキャンペーンは、世界中の国のテレビ広告で放映されている。

よい実践例：
遊びと活動的な生活への
権利を促進する

7

すべての企業は →→→

「毎年、環境に関連した疾患で死亡する5歳未満の子ども数は300万人にもなる」

「子どもの健康と環境に関するグローバル行動計画2010 - 2015」
世界保健機関（WHO）

子どもの権利を尊重する企業の責任には以下のものが含まれる。

a. 環境との関係において子どもの権利を尊重する。

- i. 環境・資源利用戦略を作成し実施する際には、企業の事業が環境破壊や天然資源の利用権の低下等により、子どもの権利に負の影響を与えないことを確保する。
- ii. 緊急時対応計画や、事故を含めた企業の事業による環境や健康への損害に対する是正措置において、子どもやその家族、地域社会の権利が確実に盛り込まれるようにする。

b. 企業が事業のために土地を取得・利用する際には、人権への配慮の重要な要素として子どもの権利を尊重する。

- i. 事業目的のための土地の取得・利用による地域住民の移転を、可能な限り回避するか最小限にとどめる。子どもの権利へのいかなる負の影響も特定、対処され、また地域社会に直接的に影響する事項に関する意思決定に地域社会が積極的に参加、寄与することを確保するために、潜在的に影響を受ける地域社会の人々と、有意義かつ情報に基づいた協議を行う。先住民族のコミュニティに影響を与えるプロジェクトの場合には、彼らの自由意思による事前かつ情報に基づく合意が特に要請される。なおそれは企業による土地の取得・利用によって影響を被るいかなる地域社会に対しても望ましい目標である。
- ii. 住民移転を計画・実施し、補償を行う場合には、子どもの権利、中でも特に教育、保護、健康、適切な食事、適切な生活水準と参加の権利を尊重する。

子どもの権利を推進する企業のコミットメントには以下のものが含まれる。

c. 未来の世代が住み、成長していく環境との関係において、子どもの権利を推進する。

企業の事業による温室効果ガスの排出を漸進的に削減するための措置を取り、持続可能な資源利用を促進する。環境改善のためのこれらの行動や他のイニシアチブが未来の世代に影響することを認識する。災害リスクを予防・軽減する機会を特定し、また地域社会が気候変動のもたらす影響に適応する方法を模索することを支援する。



環境との関係および土地の取得・利用において、 子どもの権利を尊重し、推進する



© UNICEF/NYHQ2006-2608/KAMBER

インドのある大手企業は、学校やその生徒が、若者、親、教師、パートナーや地域社会全体などと共に、電力の過剰消費の抑止を促す力をもっていることに気付いた。インドにおける電力需要が増加し、エネルギー資源が急速に枯渇していく中で、同企業は深刻な電力危機を防ぐための取り組みに若者を参加させた。2007年、同社はムンバイの生徒たち向けの省エネルギーに関する意識啓発の取り組みを始め、その情報を家庭や地域社会に伝えるために必要な手段や教材を提供した。この取り組みは国レベルの運動となるまで発展し、これまでに250以上の学校、100万人を超える市民が参加した。

よい実践例：

子どもたちが学校で
省エネルギーについて学ぶ

8

すべての企業は →→→

「戦争と政治はいつもおとなのゲーム。なのに、そこで敗者となるのは常に子どもたちなのです」

ボスニア・ヘルツェゴビナの17歳のエリザ・カンタルジック
「子どもと武力紛争に関する国連安全保障理事会会合」(2002)

子どもの権利を尊重する企業の責任には以下のものが含まれる。

a. 安全対策において子どもの権利を尊重する。

- i. 安全対策を策定し実施する際には、その安全サービスが公的なものか民間のものかによらず、子どもの権利への負の影響に特に留意しつつ人権デュー・ディリジェンスを実施する。
- ii. 企業が交わす安全管理に関する契約書において、必ず子どもの権利の尊重が明示的に含まれるようにする。
- iii. 安全対策において、直接的にもあるいは民間・公的サービスを通して、子どもを採用したり利用してはならない。

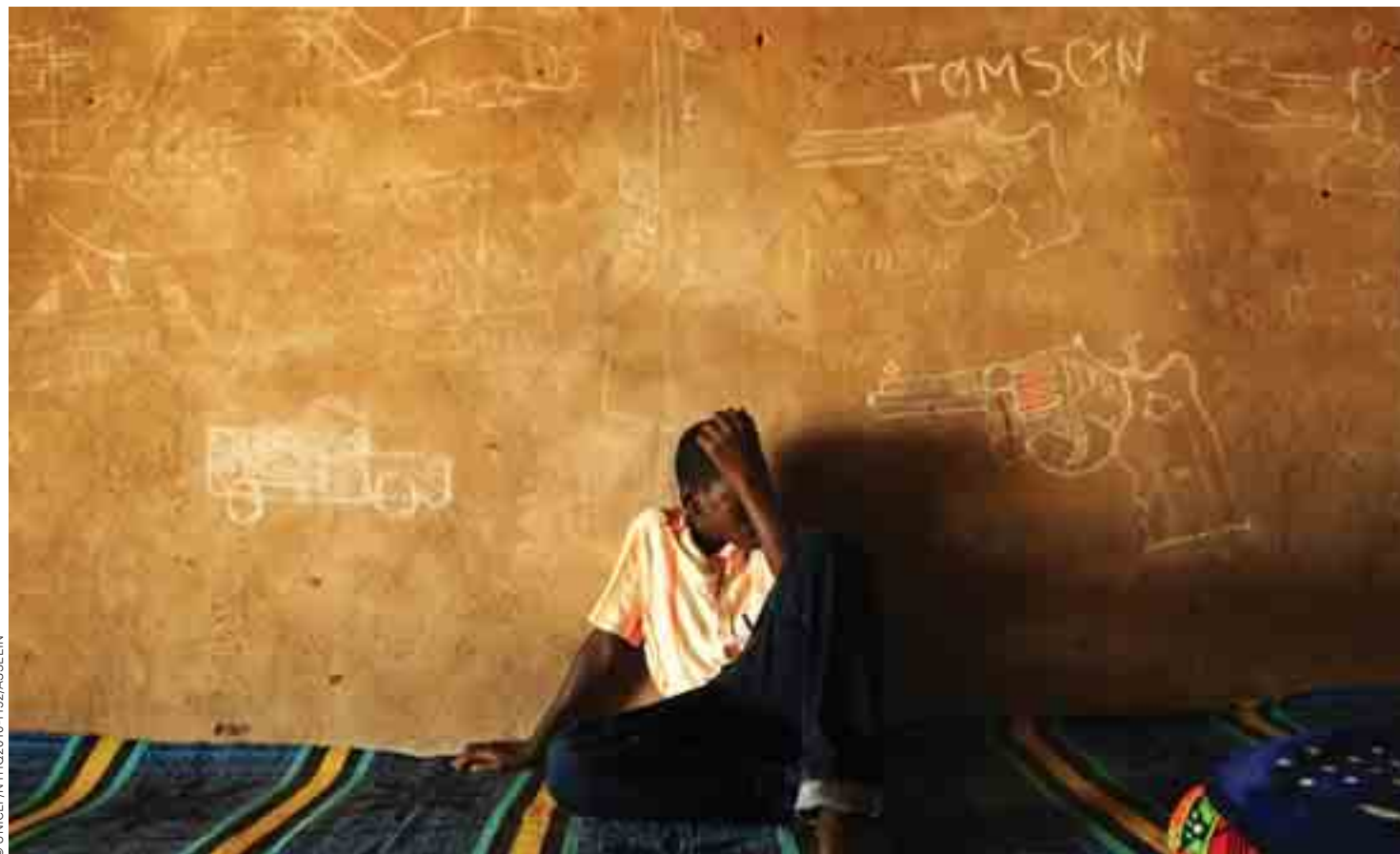
子どもの権利を推進する企業のコミットメントには以下のものが含まれる。

b. 安全対策において子どもの権利を推進する。

すべての企業は、民間業者あるいは公的な治安部隊が提供する安全サービスのマネジメントにおいて、新しく生み出されるよい事例を適用することが推奨される。



安全対策において、 子どもの権利を尊重し、推進する



© UNICEF/NYHQ2010-1152/ASSELIN

各国政府やNGOや企業のイニシアチブとして2000年につくられた「安全と人権に関する自主原則」は、資源・エネルギー分野の企業に対し、人権と基本的自由の尊重を保障する枠組みに沿った事業の安全維持についての手引を提供している。「安全と人権に関する自主原則」は石油・ガス・鉱業分野の企業のために策定された人権に関わる指針として唯一のもので、その諸原則はリスク評価・公共の安全・民間の安全の3つの領域にわたっている。同「自主原則」に示されている通り、「参加者は世界中における人権の促進と保護の重要性と、企業やNGO・労働組合・地域社会等の市民社会がこれらの目標への前進に向けて担う建設的な役割を認識している」

よい実践例：
安全と人権に関する
自主的な原則

9

すべての企業は →→→

「企業は緊急事態が起きた時のみではなく、常にそれについて考えておくべきだ。それは、被害を軽減し緩和するためのプログラムをもっておくということだ」

ブラジルの若者

「子どもの権利とビジネス原則イニシアチブのための子どもとの協議」

子どもの権利を尊重する企業の責任には以下のものが含まれる。

a. 緊急事態の状況において子どもの権利を尊重する。

緊急事態において子どもの権利の侵害を引き起こすこと、あるいは助長することを避ける。武力紛争やその他の緊急事態下では、人権リスクが高まることを認識し、それに対応した人権デュー・ディリジェンスを実施する。緊急事態は子どもの権利への負の影響を著しく増大させること、障がいのある子ども、避難民、移民、家族と離ればなれになった子ども、先住民族の子どもを含む、特定の子どもたちがより一層脆弱であること、また女子と男子では影響が異なる場合があることに留意する。

子どもの権利を推進する企業のコミットメントには以下のものが含まれる。

b. 緊急事態により影響を受けた子どもの権利を推進する。

- i. 緊急事態下において子どもへの暴力・虐待や搾取のリスクが増大することについて、労働者や地域社会の構成員の意識を高めることにより、緊急事態によって影響を受けた子どもの保護を支援する。
- ii. 必要と要請があった場合には、よい実践例に従い、政府や人道支援機関による緊急事態への対応をサポートする。そのような支援は、調査により明らかにされたニーズに基づき、また影響を受けた人々への説明責任が果たされる枠組みの中で実行されるべきである。
- iii. 持続可能な平和や発展に積極的な貢献をする¹¹。



© UNICEF/NYHQ2006-16/29/BROOKS

¹¹ 参考文献の一例としては、国連グローバル・コンパクトと責任投資原則による合同出版物「紛争被害・ハイリスク地域における社会的責任のあるビジネスに関する指針書：企業・投資家向け資料」（2010） http://www.unglobalcompact.org/Issues/conflict_prevention/guidance_material.html

緊急事態により影響を受けた 子どもの保護を支援する



© UNICEF/NYHQ2010-0681/JERRY

プロジェクト・マネジメントを専門とするある国際コンサルティング企業は、国際機関と協働し、難民の子どもを対象とした教育支援を行うチームを立ち上げた。主要な取り組みとして、チャド東部の難民の子ども約3万人を対象とした技術教育の実施がある。マネジメント分野の専門性を活かし、同企業は、具体的な活動、成果、進捗状況の計測法の設定に関して国際機関を支援した。現地で紛争と不安定な情勢が続く中、持続可能な教育プログラムを立ち上げること、適切な教育カリキュラムを一定期間提供することの難しさが課題であった。プログラム開始時に行われた調査では、子どもの保護に関する問題を探り、このプログラムの中でそれらの問題への対処が図られた。また、同企業は難民が置かれた状況を一般に周知させる活動にも貢献している。

よい実践例：
難民の子どもたちのための
技術教育

10

すべての企業は →→→

「私たちは共にすべての女の子と男の子が子ども時代を満喫できる世界を築きますー愛され、尊重され、大事にされ、権利が促進・保護され、いかなる差別も受けずに、遊んだり学んだりする時間、そんな子ども時代を」

「子どもたちにふさわしい世界」
国連総会、2002年10月11日

子どもの権利を尊重する企業の責任には以下のものが含まれる。

- a. **子どもの権利の保護と実現に向けた政府の取り組みを損ねない。**
法の支配を尊重し、財源創出のための税の支払い等、責任ある企業として行動することが、政府が子どもの権利を保護し実現する義務を遂行するために不可欠である点を認識する。

子どもの権利を推進する企業のコミットメントには以下のものが含まれる。

- b. **子どもの権利の保護と実現のための政府の取り組みを支援する。**
- c. **子どものための戦略的社会投資プログラムの実施を検討する。**
政府や市民社会や子どもたちと協力して、既存のプログラムや計画に参加するか、新規の社会投資プログラムを計画・実施する。子どもたちや子どもの権利に関する専門家たちによって、保健、教育、レクリエーション、子どもの保護と子どもの権利に関する意識啓発が、子どもにとっての優先事項であると指摘されている。



子どもの権利の保護と実現に向けた 地域社会や政府の取り組みを補強する



© UNICEF/NYHQ2009-1928CROP/PIROZZI

世界有数のあるグローバル金融機関は、世界規模で教育を向上させ、すべての子どもが良質の基礎教育を確実に受けられるよう、ミレニアム開発目標（MDGs）の達成に向けた取り組みを支援することを公約している。プログラムの成功の土台となるのは同社の従業員たちである。2005年の開始以来、従業員たちは自らの時間と資金を多くの現地の子どもたちのために使ってきた。同金融機関は、従業員からの寄付と同額の寄付で従業員に報い、今日までに教育プロジェクトに対し1300万ドルの貢献が実現した。

よい実践例：

**従業員がすべての子どもの
教育の権利を推進する**

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」

（一部抜粋）

第1条

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第2条

1. 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
2. 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条

1. 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
2. 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
3. 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第4条

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

第5条

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条

1. 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
2. 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第7条

1. 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。
2. 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。

第8条

1. 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。
2. 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。

第9条

1. 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の状況において必要となることがある。
2. すべての関係当事者は、1の規定に基づくいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。
3. 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。
4. 3の分離が、締約国がとった父母の一方若しくは双方又は児童の抑留、拘禁、追放、退去強制、死亡（その者が当該締約国により身体を拘束されている間に何らかの理由により生じた死亡を含む。）等のいずれかの措置に基づく場合には、当該締約国は、要請に応じ、父母、児童又は適当な場合には家族の他の構成員に対し、家族のうち不在となっている者の所在に関する重要な情報を提供する。ただし、その情報の提供が児童の福祉を害する場合は、この限りでない。締約国は、更に、その要請の提出自体が関係者に悪影響を及ぼさないことを確保する。

第10条

1. 前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、家族の再統合を目的とする児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う。締約国は、更に、その申請の提出が申請者及びその家族の構成員に悪影響を及ぼさないことを確保する。
2. 父母と異なる国に居住する児童は、例外的な事情がある場合を除くほか定期的に父母との人的な関係及び直接の接触を維持する権利を有する。このため、前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、締約国は、児童及びその父母がいずれの国（自国を含む。）からも出国し、かつ、自国に入国する権利を尊重する。出国する権利は、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この条約において認められる他の権利と両立する制限にのみ従う。

第11条

1. 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる。
2. このため、締約国は、二国間若しくは多数国間の協定の締結又は現行の協定への加入を促進する。

第12条

1. 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
2. このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第13条

1. 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
2. 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

- a. 他者の権利又は信用の尊重
- b. 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第14条

1. 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。
2. 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。
3. 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

第15条

1. 締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。
2. 1の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他者の権利及び自由の保護のため民主的社会において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

第16条

1. いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
2. 児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第17条

締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面及び道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する。このため、締約国は、

- a. 児童にとって社会面及び文化面において有益であり、かつ、第29条の精神に沿う情報及び資料を大衆媒体（マス・メディア）が普及させるよう奨励する。
- b. 国の内外の多様な情報源（文化的にも多様な情報源を含む。）からの情報及び資料の作成、交換及び普及における国際協力を奨励する。
- c. 児童用書籍の作成及び普及を奨励する。
- d. 少数集団に属し又は原住民である児童の言語上の必要性について大衆媒体（マス・メディア）が特に考慮するよう奨励する。
- e. 第13条及び次条の規定に留意して、児童の福祉に有害な情報及び資料から児童を保護するための適当な指針を発展させることを奨励する。

第18条

1. 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
2. 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
3. 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第19条

1. 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
2. 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

第20条

1. 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。
2. 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。
3. 2の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカフアール、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的な背景について、十分な考慮を払うものとする。

第21条

- 養子縁組の制度を認め又は許容している締約国は、児童の最善の利益について最大の考慮が払われることを確保するものとし、また、
- a. 児童の養子縁組が権限のある当局によってのみ認められることを確保する。この場合において、当該権限のある当局は、適用のある法律及び手続に従い、かつ、信頼し得るすべての関連情報に基づき、養子縁組が父母、親族及び法定保護者に関する児童の状況にかんがみ許容されること並びに必要な場合には、関係者が所要のカウンセリングに基づき養子縁組について事情を知らされた上での同意を与えていることを認定する。
 - b. 児童がその出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合には、これに代わる児童の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することができることを認める。
 - c. 国際的な養子縁組が行われる児童が国内における養子縁組の場合における保護及び基準と同等のものを享受することを確保する。
 - d. 国際的な養子縁組において当該養子縁組が関係者に不当な金銭上の利得をもたらすことがないことを確保するためのすべての適当な措置をとる。
 - e. 適当な場合には、二国間又は多数国間の取極又は協定を締結することによりこの条の目的を促進し、及びこの枠組みの範囲内で他国における児童の養子縁組が権限のある当局又は機関によって行われることを確保するよう努める。

第22条

1. 締約国は、難民の地位を求めている児童又は適用のある国際法及び国際的な手続若しくは国内法及び国内的な手続に基づき難民と認められている児童が、父母又は他の者に付き添われているかいないかを問わず、この条約及び自国が締約国となっている人権又は人道に関する他の国際文書に定める権利であって適用のあるものの享受に当たり、適当な保護及び人道的援助を受けることを確保するための適当な措置をとる。
2. このため、締約国は、適当と認める場合には、1の児童を保護し及び援助するため、並びに難民の児童の家族との再統合に必要な情報を得ることを目的としてその難民の児童の父母又は家族の他の構成員を捜すため、国際連合及びこれと協力する他の権限のある政府間機関又は関係非政府機関による努力に協力する。その難民の児童は、父母又は家族の他の構成員が発見されない場合には、何らかの理由により恒久的又は一時的にその家庭環境を奪われた他の児童と同様にこの条約に定める保護が与えられる。

第23条

1. 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
2. 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。
3. 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他者の資力を考慮して

可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。

4. 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第24条

1. 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。
2. 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。
 - a. 幼児及び児童の死亡率を低下させること。
 - b. 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。
 - c. 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と戦うこと。
 - d. 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。
 - e. 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。
 - f. 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。
3. 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。
4. 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第25条

締約国は、児童の身体又は精神の養護、保護又は治療を目的として権限のある当局によって収容された児童に対する処遇及びその収容に関連する他のすべての状況に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める。

第26条

1. 締約国は、すべての児童が社会保険その他の社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、自国の国内法に従い、この権利の完全な実現を達成するための必要な措置をとる。
2. 1の給付は、適当な場合には、児童及びその扶養について責任を有する者の資力及び事情並びに児童によって又は児童に代わって行われる給付の申請に関する他のすべての事項を考慮して、与えられるものとする。

第27条

1. 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。
2. 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。
3. 締約国は、国内事情に従い、かつ、その能力の範囲内で、1の権利の実現のため、父母及び児童について責任を有する他の者を援助するための適当な措置をとるものとし、また、必要な場合には、特に栄養、衣類及び住居に関して、物的援助及び支援計画を提供する。
4. 締約国は、父母又は児童について金銭上の責任を有する他の者から、児童の扶養料を自国内で及び外国から、回収することを確保するためのすべての適当な措置をとる。特に、児童について金銭上の責任を有する者が児童と異なる国に居住している場合には、締約国は、国際協定への加入又は国際協定の締結及び他の適当な取決めの作成を促進する。

第28条

1. 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
 - a. 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - b. 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
 - c. すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
 - d. すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
 - e. 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。
2. 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
3. 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第29条

1. 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
 - a. 約国の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - b. 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
 - c. 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。
 - d. すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の間の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。
 - e. 自然環境の尊重を育成すること。
2. この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第30条

種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

第31条

1. 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
2. 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

第32条

1. 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。
2. 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の

- 関連規定を考慮して、特に、
 - a. 雇用が認められるための1又は2以上の最低年齢を定める。
 - b. 労働時間及び労働条件についての適当な規則を定める。
 - c. この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則その他の制裁を定める。

第33条

締約国は、関連する国際条約に定義された麻薬及び向精神薬の不正な使用から児童を保護し並びにこれらの物質の不正な生産及び取引における児童の使用を防止するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置を含むすべての適当な措置をとる。

第34条

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- a. 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- b. 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- c. わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

第35条

締約国は、あらゆる目的のための又はあらゆる形態の児童の誘拐、売買又は取引を防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

第36条

締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童を保護する。

第37条

締約国は、次のことを確保する。

- a. いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと。死刑又は釈放の可能性がない終身刑は、18歳未満の者が行った犯罪について科さないこと。
- b. いかなる児童も、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと。児童の逮捕、抑留又は拘禁は、法律に従って行うものとし、最後の解決手段として最も短い適当な期間のみ用いること。
- c. 自由を奪われたすべての児童は、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること。特に、自由を奪われたすべての児童は、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されるものとし、例外的な事情がある場合を除くほか、通信及び訪問を通じてその家族との接触を維持する権利を有すること。
- d. 自由を奪われたすべての児童は、弁護士その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有し、裁判所その他の権限のある、独立の、かつ、公平な当局においてその自由の剥奪の合法性を争い並びにこれについての決定を速やかに受ける権利を有すること。

第38条

- 1. 締約国は、武力紛争において自国に適用される国際人道法の規定で児童に関係を有するものを尊重し及びこれらの規定の尊重を確保することを約束する。
- 2. 締約国は、15歳未満の者が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。
- 3. 締約国は、15歳未満の者を自国の軍隊に採用することを差し控えるものとし、また、15歳以上18歳未満の者の中から採用するに当たっては、最年長者を優先させるよう努める。
- 4. 締約国は、武力紛争において文民を保護するための国際人道法に基づく自国の義務に従い、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

第39条

締約国は、あらゆる形態の放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他のあらゆる形態の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理的な回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる。このような回復及び復帰は、児童の健康、自尊心及び尊厳を育成する環境において行われる。

第40条

- 1. 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての当該児童の意識を促進させるような方法であって、当該児童が他の者の人権及び基本的自由を尊重することを強化し、かつ、当該児童の年齢を考慮し、更に、当該児童が社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うことができるべく促進されることを配慮した方法により取り扱われる権利を認める。
- 2. このため、締約国は、国際文書の関連する規定を考慮して、特に次のことを確保する。
 - a. いかなる児童も、実行の時に国内法又は国際法により禁じられていなかった作為又は不作為を理由として刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されないこと。
 - b. 刑法を犯したと申し立てられ又は訴追されたすべての児童は、少なくとも次の保障を受けること。
 - i. 法律に基づいて有罪とされるまでは無罪と推定されること。
 - ii. 速やかにかつ直接に、また、適当な場合には当該児童の父母又は法定保護者を通じてその罪を告げられること並びに防御の準備及び申立てにおいて弁護士その他適当な援助を行う者を持つこと。
 - iii. 事案が権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関により法律に基づく公正な審理において、弁護士その他適当な援助を行う者の立会い及び、特に当該児童の年齢又は境遇を考慮して児童の最善の利益にならないと認められる場合を除くほか、当該児童の父母又は法定保護者の立会いの下に遅滞なく決定されること。
 - iv. 供述又は有罪の自白を強要されないこと。不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに対等の条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。
 - v. 刑法を犯したと認められた場合には、その認定及びその結果科せられた措置について、法律に基づき、上級の、権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関によって再審理されること。
 - vi. 使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること。
 - vii. 手続のすべての段階において当該児童の私生活が十分に尊重されること。
- 3. 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定された児童に特別に適用される法律及び手続の制定並びに当局及び施設の設置を促進するよう努めるものとし、特に、次のことを行う。
 - a. その年齢未満の児童は刑法を犯す能力を有しないと推定される最低年齢を設定すること。
 - b. 適当なかつ望ましい場合には、人権及び法的保護が十分に尊重されていることを条件として、司法上の手続に訴えることなく当該児童を取り扱う措置をとること。
- 4. 児童がその福祉に適合し、かつ、その事情及び犯罪の双方に応じた方法で取り扱われることを確保するため、保護、指導及び監督命令、カウンセリング、保護観察、里親委託、教育及び職業訓練計画、施設における養護に代わる他の措置等の種々の処置が利用し得るものとする。

第41条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- a. 締約国の法律
- b. 締約国について効力を有する国際法

*全文は以下に掲載されている

http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_all.html

すべての 企業が 取り組む べきこと →→→

1

子どもの権利を尊重する責任を果たし、
子どもの権利の推進にコミットする

2

すべての企業活動および取引関係において
児童労働の撤廃に寄与する

3

若年労働者、子どもの親や世話をする人々に
働きがいのある人間らしい仕事を提供する

4

すべての企業活動および施設等において、
子どもの保護と安全を確保する

5

製品とサービスの安全性を確保し、それらを通じて
子どもの権利を推進するよう努める

6

子どもの権利を尊重し、推進するような
マーケティングや広告活動を行う

7

環境との関係および土地の取得・利用において、
子どもの権利を尊重し、推進する

8

安全対策において、
子どもの権利を尊重し、推進する

9

緊急事態により影響を受けた
子どもの保護を支援する

10

子どもの権利の保護と実現に向けた
地域社会や政府の取り組みを補強する



府省名： 警察庁

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

(施策名) 1 女性の人権を尊重した表現推進のためのメディアの取組の支援等
ア メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重のための取組等

1 主な施策の取組状況

- ② 性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離
- ・ 青少年保護育成条例により青少年への販売等が規制されている有害図書類について、関係機関・団体、地域住民等と協力して関係業界に対して自主的措置を講ずるよう働きかけるとともに、個別の業者に対する指導の徹底や悪質な業者に対する取締りの強化を図っている。
- ③ 児童を対象とする性・暴力表現の根絶
- ・ 児童ポルノ画像に関する国際的な情報共有を行うためのデータベースとしてICPOにおいて平成21年度から運用開始されている「国際児童ポルノデータベース」について、平成23年3月から警察庁少年課に専用端末を整備して取組に参画し、海外捜査機関との情報共有を図っている。
 - ・ 警察庁では、毎年、東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関する取組について意見交換を行う国際会議を開催している。
 - ・ インターネット上に流通する児童ポルノやわいせつ図画等の違法情報・有害情報を、平成18年6月に運用を開始したインターネット・ホットラインセンター（IHC）からの通報やサイバーパトロールを通じて早期に把握し、検挙等の措置を講じている。
 - ・ 警察では、IHCから警察庁に通報される違法情報・有害情報について効率的な捜査を進めるため、違法情報・有害情報の発信元を割り出すための初期捜査を警視庁が一元的に行い、捜査すべき都道府県警察を警察庁が調整する「全国協働捜査方式」を推進している。
 - ・ 警察庁においては、インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）等関連事業者による実効性のあるブロッキングの自主的導入に向けた環境整備に努め、平成23年4月から、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の一環として、ISP等による自主的なブロッキングが開始されている。
 - ・ 警察では、サイト管理者等に対する児童ポルノ画像等の削除要請を行うほか、警察庁では、安心ネットづくり促進協議会や児童ポルノ流通防止対策専門委員会に参画し、必要な情報提供や助言等を行うとともに、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体に対して児童ポルノ情報を提供するなど、民間の自主的な取組を支援している。
 - ・ IHCでは、外国のウェブサーバに蔵置された児童ポルノについて、INHOPe加盟団体に対して削除に向けた措置を依頼するなどしている。
- INHOPeとは、国際的なホットライン相互間の連絡組織で、平成11年に設立された。
- ④ 地域の環境浄化のための啓発活動の推進
- ・ 警察では、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るため、警察やプロバイダ連絡協議会等が主催する研修会や学校の授業等の機会を利用した講演のほか、警察庁ウェブサイト、広報用パンフレット、情報セキュリティ対策DVD等により、サイバー犯罪の手口やインターネット上の違法情報・有害情報の現状、対策等について周知を図っている。

様式 1

2 取組結果に対する評価

- ② 性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離
 - ・ 平成 21 年から 25 年までの間に、有害図書等の自動販売機への収納・撤去義務違反により、37 人を検挙している。
- ③ 児童を対象とする性・暴力表現の根絶
 - ・ 「国際児童ポルノデータベース」の運用に基づき、海外捜査機関から情報提供を受けている。
 - ・ 国際会議の開催を通じて、海外捜査機関との連携強化が図られている。
 - ・ 毎年、IHC から通報に基づく検挙状況を公表しているところ、平成 25 年中はインターネット上のわいせつ電磁的記録媒体陳列や児童ポルノ公然陳列の違法情報を端緒とした検挙件数は減少している。
 - ・ 警察庁では、安心ネットづくり促進協議会に参画し、児童ポルノ対策に必要な情報の提供や助言、同協議会の実施する施策に参画した。また、児童ポルノ流通防止対策専門委員会が、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体として選定した一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会に URL 等の情報提供を行った。
 - ・ IHC で、平成 25 年中に INHOPE を通じて海外のホットラインに通報した児童ポルノ公然陳列情報は 1,728 件であり、平成 24 年 (1,320 件) と比べて 408 件 (+30.9%) 増加した。
- ④ 地域の環境浄化のための啓発活動の推進
 - ・ 近年、スマートフォンの急速な普及等を背景に、コミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童が増加傾向にあるほか、インターネット上における違法情報・有害情報が依然として後を絶たない現状にあることなどから、今後もより一層、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るための広報啓発を行うことが重要である。

3 今後の方向性、検討課題等

- ② 性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離
 - ・ 今後とも、青少年保護育成条例により青少年への販売等が規制されている有害図書類について、関係機関・団体、地域住民等と協力して関係業界に対して自主的措置を講ずるよう働きかけるとともに、個別の業者に対する指導の徹底や悪質な業者に対する取締りの強化を図っていく。
- ③ 児童を対象とする性・暴力表現の根絶
 - ・ 今後も、「国際児童ポルノデータベース」を適正に運用し、海外捜査機関と緊密の情報交換を推進していく。
 - ・ 国際会議等を通じて、海外捜査機関等との更なる連携強化に努めていく。
 - ・ 「全国協働捜査方式」を効果的に活用した捜査活動を推進し、継続して検挙等の措置を講じていく。
 - ・ 今後も、関係機関、団体と連携し、インターネット上の児童ポルノ情報の排除を推進する。
 - ・ インターネット上に拡散した児童ポルノの削除については、迅速な対応が求められるところ、通報窓口である IHC の周知を図る必要がある。
- ④ 地域の環境浄化のための啓発活動の推進
 - ・ 引き続き、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るため、犯罪被害の実態やインターネットの危険性等に関して、リーフレットの作成、警察庁ホームページへの掲載等による広報啓発活動を推進する。

様式 1

4 参考データ、関連政策評価等

③ 児童を対象とする性・暴力表現の根絶

- 平成 25 年中の「インターネット・ホットラインセンター」の運用状況
(<http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h25/pdf03-2.pdf>)
- IHC における海外ホットラインとの連携状況(児童ポルノ公然陳列情報の通報)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
件 数	943	1,490	1,240	1,728

(出典) インターネット・ホットラインセンター「統計情報」により作成

④ 地域の環境浄化のための啓発活動の推進

- 警察庁サイバー犯罪対策ウェブサイト <http://www.npa.go.jp/cyber/index.html>

府省名： 文部科学省**第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**(分野名) 第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進(施策名) 1 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等
ア メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重のための取組等**1 主な施策の取組状況**

・文部科学省では、携帯電話やスマートフォンなどの急激な普及により、インターネット上の違法・有害情報サイトを通じた犯罪やいじめ等に青少年が巻き込まれている現状を踏まえ、インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を保護者等に対して周知するため、有識者によるネットモラルキャラバン隊を結成し、学習・参加型のシンポジウムを開催するとともに（平成25年度：12か所）、啓発リーフレットの作成・配布等に取り組んでいる。

また、フィルタリングの普及啓発など、地域の実情に応じた有害情報対策の推進を支援するなど、学校・家庭・地域社会が連携した有害情報対策を推進している。

2 取組結果に対する評価

・青少年が携帯電話やスマートフォン等を通じて、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）上で不適切な投稿をしないことなど、適切なインターネットの利用について普及啓発し、メディアにおける人権の尊重に貢献した。

3 今後の方向性、検討課題等

・スマートフォンをはじめとする新たな情報機器が急速に普及していることから、引き続き青少年が適切にインターネットを利用できるよう、普及啓発に取り組む。

4 参考データ、関連政策評価等

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

(施策名) 1 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

イ インターネット等新たなメディアにおけるルール等の確立に向けた検討

1 主な施策の取組状況

① 現行法令による取締りの強化

- ・ インターネット上に流通する児童ポルノやわいせつ図画等の違法情報・有害情報を、インターネット・ホットラインセンター（IHC）からの通報やサイバーパトロールを通じて早期に把握し、検挙等の措置を講じている。
- ・ 警察では、IHCから警察庁に通報される違法情報・有害情報について効率的な捜査を進めるため、違法情報・有害情報の発信元を割り出すための初期捜査を警視庁が一元的に行い、捜査すべき都道府県警察を警察庁が調整する「全国協働捜査方式」を推進している。

2 取組結果に対する評価

① 現行法令による取締りの強化

- ・ 毎年、IHCから通報に基づく検挙状況を公表している。平成25年中は、端緒情報の減少などにより、インターネット上のわいせつ電磁的記録媒体陳列や児童ポルノ公然陳列の違法情報を端緒とした検挙件数は減少している。
- ・ 平成25年中におけるコンピュータ・ネットワークを利用したわいせつ事犯の検挙は781件であり、事件検挙後はわいせつデータについて削除要請を行っている。
- ・ 平成25年中のわいせつDVD等の販売事犯の検挙状況は、181営業所、177件、288人であり、押収したわいせつDVD等は2,096,259枚であった。
- ・ 児童ポルノ事犯については、取締りの強化により平成23年中、1,455件、24年中、1,596件、25年中、1,644件と送致件数が増加している。

3 今後の方向性、検討課題等

① 現行法令による取締りの強化

- ・ 「全国協働捜査方式」を効果的に活用した捜査活動を推進し、継続して検挙等の措置を講じていく。
- ・ 今後もインターネット・ホットラインセンターから通報される違法・有害情報やさまざまな警察活動を通じて入手した情報についてわいせつ事犯該当性の判断を行ったうえで、検挙活動を推進していく。
- ・ 今後も、悪質な児童ポルノ事犯の取締りを推進する。

様式 1

4 参考データ、関連政策評価等

① 現行法令による取締りの強化

- コンピュータ・ネットワークを利用したわいせつ事犯の検挙件数の推移

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
検挙件数	218	699	933	781

(出典「平成 25 年中における風俗環境の現状と風俗関係事犯の取締り状況」により作成)

- 児童ポルノ事犯の送致状況

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
送致件数 (件)	1, 342	1, 455	1, 596	1, 644
ファイル共有ソフト利用事犯	156	368	519	507
送致人員 (人)	926	1, 016	1, 268	1, 252

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

(施策名) (1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討

1 主な施策の取組状況

・ガイドライン策定・改訂の支援等

インターネット上の違法・有害情報の流通に関しては、通信4団体で構成する違法情報等対応連絡会において、「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」を策定した上で、プロバイダ等が適切に削除等の対応を行っているところであり、総務省としても、同ガイドラインやモデル条項の策定や改訂に当たり、必要な支援等を実施している。

・プロバイダ責任制限法の執行

女性の人権も含め、インターネット上で権利侵害情報が流通した場合に関しては、プロバイダ責任制限法において、プロバイダ等がこれを削除又は削除しない場合の責任関係を定めており、この法律の執行を通じ、プロバイダ等による適切な削除等の対応が可能になる環境を構築している。

・違法・有害情報相談センターの設置・運営

インターネット上に流通した情報による被害に係る一般の利用者等からの相談に関しては、総務省が設置・運営している違法・有害情報相談センターにおいて受け付け、具体的な削除方法についてのアドバイス等を行っている。

2 取組結果に対する評価

各プロバイダ等においては、上記のガイドライン、契約約款モデル条項やプロバイダ責任制限法に基づき、適切に削除等の対応を行っているものと評価している。

なお、「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」については、必要に応じ、改訂を行っており、総務省としても、必要な支援を行っている。

さらに、「違法・有害情報相談センター」も、相談件数が年々増加傾向にあるなど、利用者からの相談窓口等としての機能を適切に果たしていると考えている。

3 今後の方向性、検討課題等

各取組については、その重要性が一層、増加していることから、引き続き実施していくことが必要であり、総務省としても、必要な支援を行うなど、適切な対応を行っていきたいと考えている。

4 参考データ、関連政策評価等

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**(分野名) 第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進****(施策名) 1 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等****イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討****1 主な施策の取組状況**

- ① インターネット等新たなメディアにおける情報の規制等及び利用環境整備の在り方に関する検討
- ・ 青少年のインターネット利用に係る効用、トラブル、フィルタリングの概要等についてとりまとめた啓発資料を作成し、青少年・保護者・教職員を対象として、学校等でフィルタリング普及啓発セミナーを継続して開催。
 - ・ 平成 24 年度からは、フィルタリング普及啓発セミナーに加え、地域の指導者等向けセミナーを開催し、インターネット接続機器等に関する理解促進を支援。
 - ・ 平成 22 年度に策定した望ましいフィルタリング提供の在り方についての判断基準を踏まえ、平成 23 年度から継続して、青少年によるインターネット接続機器の利用実態調査を実施。結果は事業者へのフィードバックし、当該基準に準じた自主的かつ主体的な対応を推進。
 - ・ 平成 24 年度から年 2 回、事業者によるインターネット接続機器ごとのフィルタリング対応状況の調査を実施。

2 取組結果に対する評価

- ① インターネット等新たなメディアにおける情報の規制等及び利用環境整備の在り方に関する検討
- ・ フィルタリング普及啓発セミナー及び指導者等向けセミナーを相当回数実施。
 - ・ フィルタリング普及啓発セミナー後のアンケートにおいて、セミナー内容を理解したとする回答の割合は、いずれの受講者区分においても 9 割程度と高かった。
 - ・ インターネット利用実態調査の結果、フィルタリングソフト利用率は向上傾向にある。
 - ・ 直近のインターネット接続機器ごとのフィルタリング対応状況調査の結果、対象機種全てについてフィルタリング対応措置が取られている。

3 今後の方向性、検討課題等

- ② インターネット等新たなメディアにおける情報の規制等及び利用環境整備の在り方に関する検討
- ・ フィルタリング普及啓発セミナー等について、インターネット利用環境の変化に応じ、啓発資料及び啓発講座の内容を更新しつつ、引き続き開催し、フィルタリング利用の推進に努める。
 - ・ インターネット接続機器の利用実態調査の結果を踏まえ、引き続き、フィルタリングを利用しやすい環境の整備を推進する。
 - ・ 引き続き、機器ごとのフィルタリング対応状況調査を実施し、事業者によるフィルタリング提供を推進する。

様式 1

4 参考データ、関連政策評価等

・フィルタリング普及啓発セミナー及び指導者等向けセミナーの開催実績

	22 年度	23 年度	24 年度		25 年度	
フィルタリング普及啓発セミナー	58 回	40 回	30 回	3,709 人	15 回	1,772 人
指導者向けセミナー			11 回	247 人	20 回	478 人

※男女別の集計は行っていない。

・フィルタリング普及啓発セミナーのアンケートで「内容を理解した」と回答した割合

	保護者	教職員	小学生	中学生	高校生
平成 24 年度	87.6%	88.8%		87.1%	90.9%
平成 25 年度		91.2%		95.6%	87.1%

※男女別の集計は行っていない。

・青少年のインターネット利用実態調査結果

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
機器全体におけるフィルタリングソフト利用率	21.8%	25.4%	37.6%

※男女別の集計は行っていない。

・インターネット接続機器ごとのフィルタリング対応状況調査結果（平成 26 年 5 月）

対象機器	URL 任意入力可能機種	措置内容		
		ソフト組込	利用誘導※	プロキシサーバ方式
デジタルテレビ	99 機種	0 機種	0 機種	99 機種
パーソナルコンピュータ	157 機種	139 機種	18 機種	0 機種
タブレット端末・携帯音楽プレーヤ	28 機種	16 機種	12 機種	0 機種

※ブラウザのブックマークやデスクトップにフィルタリングソフトのリンクや紹介を配置する等

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

(施策名) 1 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等
ウ メディア・リテラシーの向上

1 主な施策の取組状況 平成 24 年に「メディアの役割に関するシンポジウム」を行うなどメディア・リテラシーの向上に努めている。
2 取組結果に対する評価 平成 24 年に「メディアの役割に関するシンポジウム」を開催するなど、男女共同参画に関する正しい理解の促進に努め、メディア・リテラシーの向上へ向けた取組を推進している。
3 今後の方向性、検討課題等 インターネット等、新しいメディアに関する社会的な影響を継続的に注目し、課題の洗い出しに努めることが必要。
4 参考データ、関連政策評価等

第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第 1 3 分野 メディアにおける男女共同参画の推進

(施策名) 1 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

ウ. メディア・リテラシーの向上① メディア・リテラシー向上のための広報・啓発

1 主な施策の取組状況

○子ども・若者育成支援推進本部の下で、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」（平成 21 年 6 月 30 日決定・平成 24 年 7 月 6 日改訂）のフォ ローアップを実施し、関係省庁が連携して青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備を推進。

○青少年を取り巻くインターネット利用環境が急速に変化していること等を踏まえ、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」において、基本計画の見直しに向けた議論を開始。

○「青少年の非行・被害防止全国強調月間」や「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」等の機会を捉えて、関係機関・団体と連携して青少年が犯罪被害やトラブルに遭うことのないように、広報・啓発活動を推進。

2 取組結果に対する評価

○地域の情勢・訴求対象の特性等に応じ、青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備に向けた取組が効果的に推進されるように、国・地方公共団体・関係団体等における連携・情報共有等を充実強化する必要。

3 今後の方向性、検討課題等

○スマートフォンを始めとする新たな機器・サービスが急速に浸透するなど、青少年を取り巻くインターネット利用環境が急速に変化しており、被害防止対策の観点から、インターネットの危険性及び適切な利用について、青少年や保護者等、訴求対象の特性を踏まえて広報・普及啓発を充実強化する必要。

○青少年インターネット環境整備推進課長会議等を効果的に連動させて開催するなど、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」等に基づく取組が効果的に推進されるよう、国における関係機関の連携・情報共有等を更に充実強化する必要。

○地方公共団体の先進的な取組等に係る情報を集約し、情報共有の促進等を図るなど、地域の情勢・訴求対象の特性に応じ地方公共団体等における連携・情報共有等を充実強化する必要。

○「子どもの権利とビジネス原則」等を踏まえ、民間における自主的かつ主体的な青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備に向けた取組が一層推進されるよう、関係団体・事業者等との連携・情報共有等を充実強化する必要。

4 参考データ、関連政策評価等

○「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」（平成 21 年 6 月 30 日決定・平成 24 年 7 月 6 日改訂）及び、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」における基本計画の見直しに向けた議論等を踏まえ、青少年が安全で安心してインターネットを利用できる環境の整備に向けた総合的な取組が効果的に行われるように、国・地方公共団体・関係団体等における連携・情報共有等の促進を図る。

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

(施策名) (1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等
ウ メディア・リテラシーの向上

1 主な施策の取組状況

○ ICT メディア・リテラシー

- ・平成 23 年度は有識者による検討委員会を組成し、モデルシステムの構成、育成すべきリテラシーの指標、具体的内容等について検討を行い、報告書を取りまとめた。
- ・平成 24 年度は報告書を踏まえたモデルシステムを構築し、リテラシー育成コンテンツを作成。その上で、図書館・公民館等公共施設に子どもや高齢者でも使いやすい端末を配備し、自分でインターネット等各種メディアを主体的に読み解く能力等を向上させるための学習効果の高いコンテンツ、利用環境の検証を行った。
- ・平成 25 年度は、PDCA サイクルによるシステムの改善、育成コンテンツの更新等に取り組み、より実効性の高い普及モデルの検討を行った。

○ 放送分野のメディア・リテラシー

放送分野については、メディア・リテラシーの向上を目的とした小学校・中学校・高等学校向けの教材を開発し、教育関係者等広く一般に提供。

2 取組結果に対する評価

○ ICT メディア・リテラシー

取組により、リテラシー育成コンテンツ及び実証結果等を取りまとめた報告書を作成した。ホームページで公表し、普及を図っている。

○ 放送分野のメディア・リテラシー

上記の取組を通じ、メディア社会に積極的に参画する能力の涵養に寄与。

3 今後の方向性、検討課題等

○ ICT メディア・リテラシー

スライドや動画を中心とするリテラシー育成コンテンツは充実したが、より実践的な学習のためのシミュレーター型のコンテンツが少なく、さらなる拡充が必要と認識している。新たなシミュレーター型のリテラシー育成コンテンツの開発等により、安全で実践的なリテラシー向上のための取組を推進する。

○ 放送分野のメディア・リテラシー

放送分野の教材については、一般に対する提供を継続。

4 参考データ、関連政策評価等

府省名： 文部科学省**第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**(分野名) 第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進(施策名) 1 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等
ウ メディア・リテラシーの向上**1 主な施策の取組状況**

・文部科学省では、平成 20・21 年に改訂された学習指導要領に基づき、子供たちが、情報を主体的に収集・判断する能力や、インターネットを始めとする様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し情報化の進展に主体的に対応できる能力などの育成を図っている。なお、当該学習指導要領を円滑に実施するために、全国の担当者を対象とした会議等において周知を行ってきた。

さらに、学校における指導の充実を図るため、教員が指導する際に役立つ動画教材と指導手引書を作成し、全国の教育委員会に配布（平成 26 年度 4 月）した。

2 取組結果に対する評価

・平成 20・21 年に改訂された学習指導要領に基づいた情報教育を円滑に実施するために、全国の担当者を対象にした会議において周知を行うとともに、教員用の指導手引書の作成等を行っており、メディアリテラシーの向上に資するものであったと考えられる。

3 今後の方向性、検討課題等

・引き続き、学習指導要領に基づいた情報教育を推進するとともに、今後の情報教育の在り方について検討していく。

4 参考データ、関連政策評価等

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

(施策名) 2 国の行政機関の作成する広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進

1 主な施策の取組状況 各種会議、研修および各府省の男女共同参画担当窓口との広報関連の連絡調整の機会を活用し、行政機関の実務担当者の適切な表現、適切な広報活動に向けた働きかけを行っている。
2 取組結果に対する評価 上記の取組により、国の行政機関の作成する広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進や発信する情報の充実を図っている。
3 今後の方向性、検討課題等 今後とも各種機会を利用して、男女共同参画の趣旨を正しく理解した適切な広報が実施されるよう継続的な働きかけが重要。
4 参考データ、関連政策評価等

府省名： 内閣府

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進(施策名) 3 メディア分野における女性の参画の拡大

1 主な施策の取組状況

平成23年1月に、メディア関連団体に対し、政策・方針決定過程への女性の参画拡大についての要請を行った。各社における女性参画のための積極的な取組を促した。

平成25年度に広報誌「共同参画」で日本放送協会、日本新聞協会、日本民間放送連盟のトップインタビューを行った。メディアにおける男女共同参画の現状を「共同参画」を通じて全国の読者に知らせるとともに、メディア業界にとってもさらなる男女共同参画への理解をはかり、合わせてメディア分野における女性の参画拡大に努めた。

平成26年10月に実施された安倍総理と女性誌編集長との懇談会は、内閣府男女共同参画局のHPに掲載し、広く周知した。

2 取組結果に対する評価

新聞社、放送局、出版社等マスメディアへの働きかけは、社会へ及ぼす影響が大きいと考える。「共同参画」は発行部数9800部で上記のトップインタビューは3回に渡って掲載された。

3 今後の方向性、検討課題等

管理職・専門職の女性割合等他の分野と比較して女性の政策・方針決定過程への参画が遅れている点を踏まえ、メディアにおける政策・方針決定過程への女性の参画拡大のための取組を促進する。また、メディアにおける女性の参画を含むダイバーシティに関する取組を促し、また、仕事と生活の調和に関する理解を深めるため、好事例の広報や周知に努める。

4 参考データ、関連政策評価等